第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。）、法第七条第二号、第三号
第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三	第一号から第四号まで	第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四号まで
第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
第三十条の十二	次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。）がその者	以下「交付申請者」という。）に係る住民票に記載された通称のほか、交付申請者がその者

（外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等）

第三十条の二十七　住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（以下この条において「通称の記載及び削除に関する事項」という。）を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

一　外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（前条第三項の規定による場合を除く。）　当該通称を記載した市町村名（特別区にあつては、区名。次号において同じ。）及び年月日

二　外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合　当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日

2　市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

一　外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合　転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項

二　外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合　法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称の記載及び削除に関する事項

3　外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）」と、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

（外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の二十八　法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合

二　世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第三十条の二十九　法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二　世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

三　世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

四　前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

（外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例）

第三十条の三十　外国人住民（中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この項において「永住者」という。）及び特別永住者を除く。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（永住者を除く。）	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失つた日から六十日を経過する日まで

2　外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知の方法）

第三十条の三十一　法第三十条の五十の規定による通知は、法務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の三十二　外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第一号	受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項	受理したとき、又は法第九条第二項若しくは法第三十条の五十